

岩手県告示第 960 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人藤実会	盛岡市湯沢 4 地割 25 番地 1	指定訪問介護事業所都南あけぼの荘	盛岡市湯沢 4 地割 25 番地 1	平成 18 年 8 月 1 日
岩手県高齢者福祉生活協同組合	盛岡市茶畑二丁目 21 番 15 号	岩手高齢協訪問介護事業所 ゆたんぼ	盛岡市茶畑二丁目 21 番 15 号	平成 18 年 4 月 1 日
社会福祉法人育心会	盛岡市西松園二丁目 6 番地 1	第二松園ハイツ指定訪問介護事業所	盛岡市西松園二丁目 5 番 1 号	平成 18 年 8 月 1 日

2 介護予防訪問入浴介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人育心会	盛岡市西松園二丁目 6 番 1 号	第二松園ハイツ指定訪問入浴介護事業所	盛岡市西松園二丁目 5 番 1 号	平成 18 年 8 月 1 日

3 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社 サンメディアックス	宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目 4 番 19 号	デイサービスセンターにこトピア青山	盛岡市青山一丁目 2 番 13 号	平成 18 年 4 月 1 日
社会福祉法人藤実会	盛岡市湯沢 4 地割 25 番地 1	指定通所介護事業所都南あけぼの荘	盛岡市湯沢 4 地割 25 番地 1	平成 18 年 8 月 1 日
岩手県高齢者福祉生活協同組合	盛岡市茶畑二丁目 21 番 15 号	岩手高齢協ケアホームおさ んぼ	盛岡市松尾町 4 番 10 号	平成 18 年 4 月 1 日
社会福祉法人育心会	盛岡市西松園二丁目 6 番 1 号	第二松園ハイツ指定通所介護事業所	盛岡市西松園二丁目 5 番 1 号	平成 18 年 8 月 1 日

4 介護予防短期入所生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人藤実会	盛岡市湯沢 4 地割 25 番地 1	指定短期入所生活介護事業所都南あけぼの荘	盛岡市湯沢 4 地割 25 番地 1	平成 18 年 8 月 1 日
社会福祉法人育心会	盛岡市西松園二丁目 6 番 1 号	第二松園ハイツ指定短期入所生活介護事業所	盛岡市西松園二丁目 5 番 1 号	〃